

【別紙2】 評価表（施設・設備機能）

収集運搬（積替保管なし）

大項目	中項目	チェック欄	必須項目	チェック欄	点数	優良	評価項目・基準	環境	
収集運搬 20点	運搬車輛の維持状況 3点	/	所有する車輛に、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示、業者名、許可番号、積載量等を表示している。	/					
			使用するすべての車輛は、県へ届出している。						
			使用車輛は、全て有効な車検期間内である。						
	運搬設備・機材の管理 2点	/	運搬施設（車輛・機材・容器）は飛散・流出・悪臭の恐れがない。	/		1点		車輛はすべて自社使用の車輛である。	○
			定期的な運搬車輛の点検（6ヶ月点検等）を実施し、記録が整備されている。						
	運行管理等 4点	/	※ 安全運転管理者が選任されている。（保有車輛5台以上）	/		1点		各車輛とも日常点検が実施され、記録が整備されている。	○
			事故等による廃棄物の飛散、流出や火災等に対処するために車輛に必要なものが備えられている。						
			洗車場が確保され整備されている。又は、洗車できる構造、設備を有している。						
			電子マニフェストの利用実績がある。						
	情報公開 6点	/				3点	◎	インターネット上で車輛の型式、規模、能力（積載量等）、低公害車の導入状況等を公表している。	○
								インターネット上で直前3年間の廃棄物の種類ごとの受入量及び運搬方法ごとの運搬量を公表している。	
	環境に対する取組み 3点	/				1点		アイドリングストップ等、エコドライブの励行等の環境に対する取組みが実践されている。	○
								低燃費車（平成27年度燃費基準達成車）の導入割合が20%以上ある。	
								低排出ガス車（平成17年規制以降の適合車）の導入割合が20%以上ある。	
	遵法性	/		許可の範囲内で業務が行われている。	/				
				前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書を県に提出している。					
	特別管理産業廃棄物	/		※ 特別管理産業廃棄物とその他のものが混合するおそれのないように、区別して収集、運搬している。	/				
				※ 収集運搬を行う者は、その収集運搬物に係る特別管理産業廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、携帯している。（特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器にその事項が表示されている場合は、除く）					
感染性産業廃棄物	/		※ 必ず運搬容器に収納して行っている。	/					
			※ 運搬容器は密封可、収納容易、損傷しにくい構造である。						
			※ 冷蔵すること等腐敗防止のために必要な措置を講じている。						
PCB	/		※ 廃油、PCB汚染物、PCB処理物は、容器に入れ密封すること等揮発防止の措置及び高温にさらされない必要な措置を講じている。	/					

(注1) (優良) ◎印は環境省「優良産廃処理業者認定制度」対応項目

(環境) ○印は「環境配慮契約法の基準」配慮項目

(注2) ※印は該当施設のみ評価項目